

規制改革推進会議 医療・介護WG

専属産業医の遠隔化および兼務要件の緩和

- 1、事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任
(遠隔専属産業医の選任)
- 2、専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務するための事業場間の移動要件を撤廃
(専属産業医の小規模事業所の兼務)

ここに記載した意見は、長年にわたり専属産業医を続けてきた一個人の見解であるが、多くの専属産業医の賛同を得られると考えている。

2020年11月9日

三井化学（株） 本社健康管理室長
統括産業医 土肥誠太郎

1、遠隔専属産業医の選任

産業医の職務	遠隔による 業務適性	遠隔実施 の可能性	ICTの活用が認め られている業務	主な問題点
1、健康診断の事後措置	△	△		プライバシーの保護が不十分 診察ができない。表情等が解りづらい 感情変化への対応が困難。
2、長時間労働の面接指導等	○	○	○	
3、ストレスチェック関係業務	△	△	○	
復職面接	△	△		
4、作業環境関連業務	×	△		匂いや機器の配置・風などが解りづらい。
5、作業管理関係業務	×	×		業務全体から作業を見る必要がある。
6、その他の健康管理業務	○	○		(計画等のPDCA関連)
7、健康教育・健康相談・健康増進	△	○	△	姿勢の指導などが困難
8、衛生教育	○	○	○	一定の要件が示されている。
9、健康障害の調査・再発防止	×	×		現場を見ないと解らないことが多い
10、安全衛生委員会への参加	○	○	○	
11、職場巡視	×	×		意図的に見せないことが可能
12、労災・事故発生時の対応	×	×		診察による全身評価が困難になる 有害物質ばく露対策が困難になる。

<必要条件:ICT活用の拡大における>

- ◆ 産業医が、ICTを活用することが適切かを個別に判断できる仕組みが必要。
- ◆ ICTの活用時に、保健師等が現場で医師の支援をすることが必要。
- ◆ 産業医業務に必要な情報が全てデジタル化され、産業医がデジタル化した記録作成(電子カルテ導入等)を行うことが必要。

1、遠隔専属産業医の選任

<残存する問題点>

- ◆ 遠隔専属産業医を認めた場合の専属性の確保をどのように行うのかが問題。
- ◆ 遠隔専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務する場合の兼務要件の規制をどのように行うのかが問題。
- ◆ 遠隔業務を行い産業医が認識できない事象のために、健康問題が解決できなかった(又は悪化した)場合の責任は事業者でよいのか？



<現状での規制緩和の方向性>

・必要条件を満たした上で

- ◆ 事業場外から遠隔で職務を行う専属産業医の選任を認めるのではなく、現状でICT等の活用により実施可能な産業医業務の拡大が適切。
- ◆ 産業医による緊急時の対応ができないリスクを抑制するために、一定の**常駐性を残すべき**。



<労働者・事業者・産業医に利益が生じる規制緩和>

産業医の専属性・常駐性について、安全衛生法関連法規の中でその他の職種の位置づけや産業医の在り方を含めて、関係団体と協議して、規制緩和を進めるべき。
(常駐性に関して関係者で認識のずれがある?)

2、専属産業医の小規模事業所の兼務

＜専属産業医が他の事業場の非専属産業医を兼務するための要件等＞

- ①地理的關係が密接であること：**不要**
- ②労働衛生に関する協議組織が設置されている等労働衛生管理が相互に密接し関連して行われていること：**必要**
- ③労働の態様が類似していること等：**不要**
一体として産業保健活動を行うことが効率的であること。：**必要**

効果的であり、集団にとって平等

＜追加することが適切と考える条件＞

- ①産業医が兼務に同意していること。：**必須条件**
- ②兼務により労働者や兼務の(請負)事業場に不利益が生じないこと
- ③対象者の上限規制を段階的(XXXX人毎に1人など)に設けること。

＜兼務要件の緩和を行うのであれば＞

企専属産業医が同じ企業の小規模事業所を兼務する等、企業が事業所単位ではなく企業全体(又は企業グループ全体)の産業保健を統括するのが当然。

＜労働者・事業者・産業医に利益が生じる規制緩和＞

産業医の専属性・常駐性について、安全衛生法関連法規の中でその他の職種の位置づけや産業医の在り方を含めて、関係団体と協議して規制緩和を進めるべき。